

公益財団法人姫路市文化国際交流財団
チケットシステム運用委託業務 公募型プロポーザル実施要項

1 プロポーザル実施目的

本業務公募は、公益財団法人姫路市文化国際交流財団チケットシステム仕様要望書（以下「仕様要望書」という。）の目的を実現するために、提案内容についてプロポーザル形式で総合的に評価した上で、本業務の委託事業者を決定しようとするものである。

2 業務概要

(1) 業務名

公益財団法人姫路市文化国際交流財団チケットシステム運用委託業務

(2) 業務内容

チケット販売管理システムを提供し、必要なデータ、コンテンツの整備及び機器等の導入支援、導入後の保守管理、運用サポートを行う。

(3) 履行期限

チケット販売管理システム導入については、令和4年3月31日までに履行するものとする。導入後の保守管理、運用サポート等の運用委託業務については、令和5年3月31日までに履行するものとする。なお、導入後1年の運用を鑑み、令和5年度以降の契約継続の有無を決定する。

(4) 提案上限価格

1, 750, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

システム導入費用、運用費用、周辺機器費用を含む。

なお、5年間の運用委託経費として、8, 000, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない）を想定している。

(5) 委託事業者の決定方法

応募事業者から、プロポーザル方式により決定する。

3 プロポーザル参加資格要件

(1) 公募終了の日から過去5年の間に、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）に基づく指名停止を受けていないものであること及び指名停止の措置要件に該当しないものであること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていないものであること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立が無効となされていないものであること。

(4) 次のいずれにも該当しないものであること。

① 暴力団（姫路市暴力団排除条例(平成24年姫路市条例第49条)第2条第1号に規程する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（姫路市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）

② 暴力団員が役員（法人など(法人その他の団体をいう。以下同じ。)において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その

他いかなる名称を有するものであるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずるものと同等以上の支配力を有するものと認められるものをいう。以下同じ。)として経営に参与しているもの(実質的に参与している場合を含む。)

- ③ 暴力団員を相当の責任の地位にあるものとして使用し、又は代理人として選任しているもの。
- ④ 次に掲げる行為をしたものを、役員(法人等にあつては、役員その他経営に実質的に参与しているもの又は相当の責任の地位にあるもの(役員以外で業務に関し監督する責任を有する使用人をいう。以下同じ。))をいい、個人にあつては、そのもの又は経営に実質的に参与しているもの若しくは相当の責任の地位にあるものをいう。以下同じ。)としているもの。
 - (ア) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用する行為
 - (イ) 暴力団若しくは暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為
 - (ウ) (ア)または(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
- (5) 税金の滞納がないこと。
- (6) チケットシステムの提供において、相応の実績があること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 他の参加申込者に、協力会社等として重複参加していない者であること。
- (9) このプロポーザルにおいて、次点となった場合に、令和4年2月15日までに当財団が契約を締結できないときには、提案する内容について当財団と契約を締結することができる者であること。

4 選定方法

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

申込事業者全てを対象に、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も高い得点を獲得したものを契約予定者として選定する。

ただし、見積金額が時価に比して著しく低い場合等、公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められる場合は、提出者から説明を求めることができるものとする。

5 スケジュール

	日程	項目
1	令和3年12月20日(月曜日)	事業者への連絡及び申込受付開始
2	令和4年1月5日(水曜日)	プロポーザル参加申込質問締切
3	令和4年1月7日(金曜日)	質問回答日
4	令和4年1月10日(月曜日)	プロポーザル参加申込締切
5	令和4年1月13日(木曜日)	企画提案に係る質問締切締切
6	令和4年1月14日(金曜日)	質問回答日
7	令和4年1月20日(木曜日)	プレゼンテーション

8	令和4年1月25日（予定）	審査結果通知
9	令和4年2月1日（予定）	契約締結日
（以下は仮スケジュールとする）		
10	令和2年2月初旬	導入準備開始
11	令和2年3月中旬	導入準備完了、仮始動 レクチャー
12	令和2年3月下旬	新規チケットシステム稼働開始

6 説明書の交付

- (1) 交付資料 プロポーザル説明書
チケットシステム仕様要望書
- (2) 交付場所 公益財団法人姫路市文化国際交流財団
姫路市西延末426番地1 姫路市文化センター内（12月28日まで）
姫路市辻井九丁目1番10号 パルナソスホール内（1月4日から）
- (3) 交付方法 問い合わせ事業者にメール又は手渡しにて交付、ウェブサイトで公開
- (4) 交付期限 令和4年1月4日（火曜日）正午

7 申し込みに関する質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和4年1月5日（水曜日）午後4時
- (2) 提出方法 事前に連絡の上、質問書（様式第1号）を電子メールにて提出のこと
- (3) 提出先 proposal@himeji-culture.jp
- (4) 回答方法 1月7日（金曜日）までに、質問者を特定できない形でウェブサイトにて公開することにより回答する。
- (5) その他 質問書に対する回答については、仕様書および本要領の追加又は修正とみなし、改めて仕様書および本要領の変更について通知しない。

8 申込書類提出手続

- (1) 提出期限
令和4年1月11日（火曜日）正午
- (2) 提出書類
 - ① 公募型プロポーザル参加申込書（様式第2号）
 - ② 履歴事項全部証明書の写し（発効後半年以内のものに限る）
 - ③ 会社概要書（様式第3号）
 - ④ 会社案内（様式問わず）
 - ⑤ 同種業務実績報告書（様式第4号）
 - ⑥ 企画提案書（審査会用資料として）
 - ◆ 正本1部に加え、審査会用に8部提出のこと。
 - ⑦ 見積書
 - ◆ 見積書の様式は指定しないが、積算根拠となる明細を記載すること。

- ◆ 見積書は、導入業務に係る経費と令和4年4月1日からの運用経費とを各1部別葉にて提出すること。また、令和5年4月1日以降の各年度毎（4年分）の運用経費の見積もりを1部添付すること。
- ◆ 代表者名を記載し、代表者印を押印すること。

⑧ 提出方法及び提出先

郵送、持参、メールのうちいずれかによる。

（なお、メールでの提出においては、3日以内に正本を郵送にて提出のこと。）

なお、持参する場合は、午前9時から午後4時までの間（休日、土曜日、日曜日を除く）に限る。

【郵送・持参】

〒670-8544 姫路市西延末4 2 6 番地1 姫路市文化センター内(12月28日まで)

〒670-0083 姫路市辻井九丁目1 番1 0 号 パルナソスホール内(1月4日から)

【メール】 proposal@himeji-culture.jp

9 企画提案に係る質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和4年1月13日（木曜日）正午必着
- (2) 提出方法 事前に連絡の上、質問書（様式第1号）を電子メールにて提出のこと。
- (3) 提出先 proposal@himeji-culture.jp
- (4) 回答方法 1月14日（金曜日）までに、質問者を特定できない形で、質問内容と共に参加申込者全員に電子メールにより通知する。
- (5) その他 質問書に対する回答は、仕様書および本要領の追加又は修正とみなし、改めて仕様書および本要領の変更について通知しない。

10 審査（契約予定者の選定）

- (1) 日時 令和4年1月20日（木曜日）
- (2) 場所 姫路市本町6 8 番2 9 0 イーグレひめじ 4階 第1会議室
- (3) 実施概要
 - ① プレゼンテーションによる。
時間は60分以内とし、企画提案書の内容について個々に説明を行うこと。なお、追加資料は一切認めない。
 - ② 財団からのヒアリングは15分以内とする。
 - ③ 事業者側の出席者は3名以内とする。
 - ④ 他社のプレゼンテーションの傍聴は認めない。
 - ⑤ 日時、スケジュール、留意事項等詳細については各社宛書面で通知する。
- (4) 結果通知
 - ① 選定の結果は、結果の如何にかかわらず、各社宛書面で通知する。
 - ② 選定に対する異議申し立ては、これを一切受け付けない。

11 その他

- (1) 本件プロポーザル参加に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。

- (3) 提案に当たり、著作権等第三者の権利に関わるものの使用については、申込事業者の責任において処理すること。
- (4) 申込事業者が、契約締結の日までの間に次のいずれかに該当することとなった場合は、本件プロポーザルへの参加資格を無効とする。
 - ① 選定に係る関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③ 公正を欠いた行為があった場合
 - ④ その他、本要領に違反した場合
- (5) 基本的には、提案内容に沿った形で契約を行うが、事業の実施内容、実施時期、方法等については協議により部分的な修正を行うこともあり、事業経費についても調整を行い、減額する場合がある。
- (6) その他疑義がある場合は、財団の指示に従うこと。